

## 1. 改訂の概要

平成 18 年 9 月と 10 月に石綿関連法令が改正・施行となり、旧マニュアルに改正の必要が生じた。今回の改訂では、法令改正に係わる部分を主対象としているが、最新の知見も併せて盛り込むこととした。

旧マニュアルからの主な変更は、以下のとおりである。

### (1) 改正法令等への対応

- ・大気汚染防止法
- ・労働安全衛生法（石綿障害予防規則を含む）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）関連

### (2) 測定方法の JIS 化への対応

- ・JIS A 1481 の制定に伴う告示等の掲載

上記の項目に係わる本文・図表に対して必要な改正を行った。

## 2. 主な改正点

旧マニュアルに関連する法令の主な改正点を以下に示す。

### (1) 大気汚染防止法関連

大気汚染防止法（一部改正 平成 18 年 2 月 10 日法律第 5 号）

- ・「特定粉じん排出等作業」の規制対象として、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）となった。（第二条第十二項）

大気汚染防止施行令（一部改正 平成 18 年 8 月 11 日政令第 269 号）

- ・規制対象が「建築物」から「建築物等」となった。（第三条の四）

大気汚染防止施行規則（一部改正 平成 18 年 8 月 11 日環境省令第 25 号）

- ・作業基準の適用範囲が「建築物」から「建築物等」となった。（別表第七）

### (2) 労働安全衛生法関連

労働安全衛生法施行令（一部改正 平成 18 年 8 月 2 日政令第 257 号）

- ・石綿の定義の変更（石綿含有率 1 重量% 超から 0.1 重量% 超へ変更）（第六条）
- ・石綿の製造等の禁止（第十六条）

石綿障害予防規則（一部改正 平成 18 年 8 月 2 日厚生労働省令第 147 号）

- ・石綿の定義の変更（労働安全衛生法施行令に規定するもの）（第二条）

### (3) 廃棄物処理法関連

廃棄物処理法（一部改正 平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）

- ・産業廃棄物の無害化処理に係る特例が新たに加わった。（第十五条の四 他）

廃棄物処理法施行令（一部改正 平成 18 年 7 月 26 日政令第 250 号）

- ・石綿が含まれている産業廃棄物で環境省令で定めるものを「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。（第六条）

廃棄物処理法施行規則（一部改正 平成 18 年 7 月 26 日環境省令第 23 号）

- ・「廃石綿等」に、石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材が追加された。（第一条の二第七項）

- ・「石綿含有産業廃棄物」は工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)とされた。(第七条の二の三)
- ・事業者の帳簿には、運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係わる産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係わるものを明らかにする。(第八条の五 他)

(4) 告示等

- ・JIS A 1481(平成18年3月25日)の制定に伴い、建材中の石綿含有率の分析方法についての通知が出された。

(5) その他

- ・単位を「質量」から「重量」へ改めた。